

取引説明書-法人口座-

(店頭外国為替証拠金取引)

店頭外国為替証拠金取引をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解下さい。

店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。店頭外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険が伴う取引です。つきましては、取引を開始する場合または継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

目 次

店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について	1
【1】 リスクについて	2
【2】 取引の方法	4
【3】 証拠金について	6
【4】 決済に伴う金銭の授受について	9
【5】 取引の種類について	9
【6】 益金に係る税金について	13
【7】 取引手続きについて	13
【8】 各種書面の電子交付について	15
【9】 本人確認について	16
【10】 禁止行為について	17
【11】 金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について ..	19
【12】 取引に関連する用語集（五十音順）	21

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づきお客様に交付する書面であり、同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について説明します。

店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について

- (1) 店頭外国為替証拠金取引（以下、「本取引」という。）は利益を得られる可能性がある反面、損失を被る可能性もあり、元本が保証された取引ではありません。
- (2) 本取引は取引対象となる通貨の価格（以下、「為替相場」という。）の変動により、損失を被る可能性があります。
- (3) 本取引は、お客様が預託すべき証拠金額に比べて大きいことから、取引額に応じ、大きな利益を得る可能性がある反面、大きな損失が発生し預託証拠金の額を上回るおそれがあります。
- (4) 当社は、本取引による損失拡大を防止するため、自動的にロスカット取引を実行致しますが、為替相場の急変や取引時間外における相場変動等によって、損失の額が預託証拠金の額を上回ることがあり、必ずしも損失の額を限定するものではありません。尚、この際に発生した不足金額についてはご入金頂く必要があります。
- (5) 本取引では、取引システムまたはお客様と当社を結ぶ通信回線等が正常に作動しないこと等により、注文の発注、約定、確認、取消し、照会などが行えない可能性があります。また、それに起因してお客様が損失を被る可能性があります。
- (6) 本取引では、取引対象である通貨の金利等に連動してスワップポイントの受取りまたは支払いが生じます。スワップポイントは通貨の組み合わせ毎に異なります。当該金利等の変動により受取りから支払いに転じることもあります。また、スワップポイントは事前に通知することなく変更する場合があります。
- (7) 本取引では、売付価格と買付価格にスプレッド（価格差）があります。為替相場の急変等により、予期せぬ幅でスプレッドが拡大したり、意図した取引ができない可能性があります。
- (8) 「スタンダード口座」「プロ口座」とともに取引手数料は無料となります。
口座管理手数料及び証拠金の出金手数料についてはいずれの口座においても無料となりますが、入金にかかる手数料はクイック入金ご利用を除き、お客様負担となります。
- (9) お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。
- (10) 当社は、お客様との取引から生じるリスクの相殺を目的としてカバー取引を次の業者と行います。
Alpari (UK) Limited 金融商品取引業／英国金融庁 (FSA)
- (11) お客様からお預かりした証拠金は、ソシエテ ジェネラル信託銀行株式会社に信託財産として預託し、当社の自己の資金とは区分して管理します。
- (12) 当社及びカバー取引先、または当社が預入・預託する金融機関の業務・財産の状況が悪化した場合等、取引証拠金その他のお客様の資産の返還が遅延し、または困難になることで、お客様が損失を被る可能性があります。

【1】 リスクについて

本取引は様々なリスクが伴います。お客様は、お取引を開始される前に取引に伴うリスクについて十分にご理解して頂く必要がございます。下記の内容をお読みになり、本取引のリスクについて十分に理解し、これらに異議なく承諾した上で、お客様の判断と責任において口座開設手続きを行って下さい。

1. 価格変動リスク

外国為替市場は、24時間（土曜・日曜・国内外市場の休場を除く）常に各国の経済情勢、社会情勢、金利動向等により外国為替相場が変動しております。また、本取引は値幅制限がないことから、相場変動によっては、大きな利益が出る場合がある反面、大きな損失となる場合があります。

2. 金利変動リスク

本取引は、ロールオーバー時点でポジションを保有している場合はスワップポイントの受払いが発生します。スワップポイントは、高金利通貨を買った場合にはスワップポイントの受取、高金利通貨を売った場合にはスワップポイントの支払いとなりますが、様々な金融情勢により日々変化する為、受取額（支払額）が減少（増加）することがあるばかりでなく、受払いが逆転し、当初受け取っていたスワップポイントが支払いに、支払っていたスワップポイントが受取になる場合、または売り買い共に支払いとなる場合があります。

3. 流動性リスク

本取引は、外国為替市場の状況により、レート提示が困難になる場合や保有ポジションの決済や新たなポジションを保有することが困難になる可能性があります。また、流動性の低い通貨の取引を行う場合は、希望する価格で取引ができない場合があります。

4. レバレッジ効果リスク

本取引は、実際の取引金額と比較し少額の資金を証拠金として差し入れることにより行う取引であり、レバレッジ効果のある取引になります。従って、僅かな値動きで大きな利益が出る場合がある反面、大きな損失となる場合があります。また、その損失はお客様が当社に預け入れた証拠金を超える可能性があります。

5. 相対取引リスク

当社が提供する本取引は、相対取引であり、当社の信用状況により損失が生じる可能性があります。

6. カバー取引リスク

当社は、お客様の注文を執行し且つ当社の市場リスクを軽減するためにカバー取引先を通じてインターバンク市場にてカバー取引を行っています。従って、カバー取引先の信用状況によりカバー取引ができない状況になった場合は、お客様の取引が不可能または制限される可能性があります。

7. ロスカットに関するリスク

当社の提供する本取引では必要証拠金以上の損失を回避する為、証拠金維持率が100%以下になった時点（有効証拠金が必要証拠金を下回った時点）で、直ちに、お客様が保有するポジションのうち評価損の大きいポジションから順次、強制的に決済致します。しかしながら、ロスカットルールに基づいて執行された場合であっても、外国為替市場における相場状況や取引時間外における相場変動等によっては、必要証拠金以上の損失が発生する可能性があり、必ずしもロスカットルールで想定した損失額を保証するものではありません。

8. 注文に関するリスク

当社の提供する本取引では、値幅制限がない為、逆指値注文及び指値注文においては外国為替相場等が急激に変動した場合や市場の休日を越える場合には注文価格と成立価格にずれ（スリッページ）が発生し、お客様に不利なレートで注文が成立する場合があります。

9. 個人情報に関するリスク

当社の提供する本取引を利用するにあたり使用するユーザーID・パスワード等の情報が第三者に譲渡、貸与、漏えいまたは窃盗された場合、その情報が悪用されることによりお客様に損失が生じる可能性があります。

10. 電子取引に関するリスク

当社の提供する本取引は、インターネットを利用した電子取引である為、お客様及び当社（カバー先を含む）の通信機器故障、通信回線の障害、情報配信の障害、あるいは電子取引システムそのものの障害等によりお取引に支障が出る場合があります。また、注文発注時の誤入力によりお客様の意図しない通貨、価格での注文執行となることがあります。

11. 関連法規等の変更リスク

外国為替証拠金取引に係る税制及び関連法規の変更等により、お客様が行われている現状の取引条件より不利な条件でのお取引となる可能性があります。

ここでは、本取引における主なリスクについて説明したのですが、お取引に生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。お取引の開始に際しては、取引の仕組み及びリスクについて十分にご理解頂くようお願い申し上げます。

【2】取引の方法

1. 外国為替証拠金取引とは

外国為替証拠金取引は為替相場の変動を利用して利益を得ようとする取引です。ある通貨が安いときに買って高くなったときに転売^{※1}すれば利益を得ることができます。また、ある通貨が高いときに売って下がったときに買戻し^{※2}をすれば、利益を得ることができます。一方で、為替相場の予測を誤った場合は、損失を被ることになります。

外国為替証拠金取引は、買い注文を出すにあたって代金の総額を用意する必要はなく、また、売り注文を出すにあたってその通貨を用意する必要もありません。代わりに、取引を行う上での担保となる証拠金を当社に預託して頂きます。このしくみを証拠金取引と言います。取引の決済は売買差金の受渡しによって行われる差金決済方式であり、実際の通貨の受け渡しを行うことはできません。

※1：転売（てんばい）とは、買い建玉^{※3}を売戻しにより差金決済することです。

※2：買戻し（かいもどし）とは、売り建玉を買戻しにより差金決済することです。

※3：建玉（たてぎょく）とは、新規注文が約定したあと決済されずに残っている取引で、ポジションともいいます。

2. 取引形態

当社はインターネットを利用したオンライン取引に特化しています。

電話もしくはメールによる注文は受け付けておりません。

※必ずご利用の前にデモ口座にて動作環境等をご確認下さい。デモ口座開設は当社ウェブサイトからお申込み頂けます。

3. 取引口座の種類

当社では2種類の取引口座（スタンダード・プロ）があり、口座種類により注文方法等の取引条件が異なります。大きく分けるとスタンダード口座は幅広い投資家の皆様にご利用いただけるよう設計されており、プロ口座は大口取引をされる投資家様向けに設計されています。

4. 取引単位

当社の店頭外国為替証拠金取引は、1,000通貨単位(0.01ロット)から取引を行うことができます。10万通貨単位は1ロットとなります。

※スタンダード口座の最小取引サイズは0.01ロット、プロ口座の最小取引サイズは1ロットです。

5. 証拠金

建玉を保有または維持するための必要証拠金は、選択されたレバレッジ及び通貨ペアによって異なります。必要証拠金の計算方法は「建玉金額÷レバレッジ×換算レート」となります。詳しくは「【3】証拠金について」をご参照下さい。

6. 取引にかかる費用

(1) 取引手数料

スタンダード口座、プロ口座ともに無料です。

取引手数料については、変更を行う場合があります。取引手数料について変更を行う場合は、お客様へは別途通知いたします。

(2) 送金手数料等

お客様から当社への送金にかかる諸費用はお客様負担となります。ただし、クイック入金（当社提携銀行のインターネットバンキングを利用した振込）の場合の振込手数料は当社負担いたします。

当社からお客様の銀行口座等への送金にかかる諸費用は当社負担となります。

7. スプレッドについて

お客様への提示価格は、当社のカバー先から配信される提示価格に基づき、当社が独自に決定している価格です。また、通貨ペア毎にビッド（当社の買値）及びアスク（当社の売値）の両方の価格が同時に提示されることにより、お客様はビッドに対して売り付けるか、またはアスクに対して買い付けることができます。ビッドとアスクの価格差をスプレッドと呼び、このスプレッド分だけ当社のビッドはアスクよりも低くなっています。当社は変動スプレッドを提供しており、スプレッドは常に変動します。尚、スプレッドは為替相場の値動きが激しい場合や流動性が低下した場合等には、事前の通告なしに予期せぬ幅で広がる場合があります。

8. 変動最小単位（呼び値）

呼び値の最小単位は各通貨ペアに共通で 0.1 ピップであり、「対円通貨」は小数点第 3 位、「その他の通貨」は小数点第 5 位で取引レートが変動いたします。

9. スワップポイント

本取引では、ポジションを翌営業日に繰り越す場合に、取引対象である通貨の金利等に連動してスワップポイントの受取りまたは支払いが生じます。スワップポイントは通貨の組み合わせ毎に異なり、当該金利等の変動により受取りから支払いに転じることもあります。また、通貨ペアによっては買い持ちでも売り持ちでも支払いとなる場合があります。

スワップポイントは事前に通知することなく変更する場合がありますので、日々のスワップポイントについては、当社ウェブサイトでご確認下さい。

10. ロールオーバー処理

本取引では、英国通常期は日本時間午前 6 時 59 分 30 秒～6 時 59 分 59 秒、英国夏時間の際は日本時間午前 5 時 59 分 30 秒～5 時 59 分 59 秒の間に保有しているポジションについて、ロールオーバー処理が行われます。この処理は以下のことが行われます。

- ① ポジションを翌営業日に繰り越します。
- ② 受取りスワップポイントは取引口座の有効証拠金に加算され、支払スワップポイントは有効証拠金から差引かれます。スワップポイントは、ポジション決済後に実現損益となります。

11. 取引時間

①英国通常期（英国冬時間）

月曜日午前7時から土曜日午前7時まで（日本時間）

②英国夏時間（3月最終日曜日から10月最終日曜日）

月曜日午前6時から土曜日午前6時まで（日本時間）

12. 取引対象について

本取引では、米ドル・ユーロ・英ポンド・スイスフラン・豪ドル・円等主要各国通貨の組み合わせ等により取引ができます。スタンダード口座では34種類、プロ口座では56種類の通貨ペアを提供します。

通貨ペア等については当社ウェブサイトをご参照下さい。通貨ペア等につきましては事前の通告なく変更される場合があります。

【3】証拠金について

1. 証拠金の差し入れ

注文を実行するには、当社が定める必要証拠金の額以上の現金を、あらかじめ当社に差し入れて頂く必要があります。差し入れられた現金は、全て証拠金として扱われます。取引口座への証拠金の差し入れは円貨のみの受け付けになります。円貨以外の有価証券等は受け付けておりません。また、証拠金には利息がつきません。あらかじめ当社に差し入れて頂く必要がある証拠金額は以下の通りです。

取引口座	スタンダード口座	プロ口座
基準通貨	円貨のみ	
初回預託証拠金額	50,000 円以上	1,000,000 円以上

外貨建て取引口座（米ドル・ユーロ・英ポンド・スイスフラン）を保有するお客様につきましては、まず本口座（第一口座）へ円貨で差し入れ頂き、当社指定の口座間資金移動方法により、指定した外貨建て取引口座へ反映致します。詳しくは当社ウェブサイト上の外貨建て口座の入出金手続きをご参照下さい。

2. レバレッジ

法人のお客様は、固定型と逓減型の2種類のコースをご用意しており、合計21種類（1倍～500倍）のレバレッジから選択いただけます。固定型では口座の総建玉金額に関わらず、適用レバレッジは常に固定されます。逓減型では口座の総建玉金額（米ドル換算）に応じて、適用レバレッジが減少します。

また、口座開設後であってもお客様専用ウェブページよりお客様ご自身でレバレッジを変更いただけます。レバレッジ種類及び変動レバレッジ制の詳細については当社ウェブサイトをご参照く

ださい。

尚、レバレッジ変更は、全てお客様の判断及び責任において行って下さい。

※プロ口座の場合は、1倍～100倍の14種類のレバレッジとなります。

3. 必要証拠金

新たに建玉し維持するために必要となる証拠金を必要証拠金といい、「建玉金額÷レバレッジ×換算レート(建玉時)」にて計算されます。固定型と逓減型では必要証拠金の算出方法が異なります。

※ 建玉金額：1ロットの場合 100,000 通貨単位（0.1ロットは 10,000 通貨単位）

※ 円建て口座の場合の換算レートは取引の第一通貨/JPY のレートとなります。第一通貨とは通貨ペア表示の際に左側に表示されている通貨を指します。EUR/USD であれば EUR が第一通貨です。

(1) スタンダード口座

必要証拠金の計算例（円建て口座）

■固定型レバレッジ 100 倍の場合

例 1) EUR/JPY 40 ロットを保有するのに必要な証拠金（EUR/JPY のレートが 103.18 の時）：

$$\begin{aligned} \text{必要証拠金} &= 4,000,000 \text{ (EUR)} \div 100 \text{ (倍)} \times 103.18 \\ &= 4,127,200 \text{ (円)} \end{aligned}$$

■逓減型レバレッジ 500 倍の場合

例 2) EUR/USD 130 ロットを保有するのに必要な証拠金（EUR/USD のレートが 1.43000 の時）：

① EUR/USD 130 ロット分を米ドル換算

$$13,000,000 \text{ (EUR)} \times 1.43000 \text{ (EUR/USD)} = 18,590,000 \text{ (USD)}$$

② 取引口座内の総建玉金額(米ドル換算)に応じてレバレッジを適用

総建玉金額	3,000,000 USD	適用レバレッジ：500 倍
18,590,000 USD の内	2,000,000 USD	適用レバレッジ：200 倍
	5,000,000 USD	適用レバレッジ：100 倍
	8,590,000 USD	適用レバレッジ：33 倍

例 3) EUR/USD 40 ロットを保有するのに必要な証拠金（EUR/USD のレートが 1.43000 の時）：

① EUR/USD 40 ロット分を米ドル換算

$$4,000,000 \text{ (EUR)} \times 1.43000 \text{ (EUR/USD)} = 5,720,000 \text{ (USD)}$$

② 取引口座内の総建玉金額(米ドル換算)に応じてレバレッジを適用

総建玉金額	3,000,000 USD	適用レバレッジ：500 倍
5,720,000 USD の内	2,000,000 USD	適用レバレッジ：200 倍
	720,000 USD	適用レバレッジ：100 倍

(2) プロ口座

必要証拠金の計算例（円建て口座）

■固定型レバレッジ 100 倍の場合

例 4) EUR/JPY 40 ロットを保有するのに必要な証拠金 (EUR/JPY のレートが 103.18 の時) :

$$\begin{aligned} \text{必要証拠金} &= 4,000,000 \text{ (EUR)} \div 100 \text{ (倍)} \times 103.18 \\ &= 4,127,200 \text{ (円)} \end{aligned}$$

■通減型レバレッジ 100 倍の場合

例 5) EUR/USD 100 ロットを保有するのに必要な証拠金 (EUR/USD のレートが 1.43000 の時) :

① EUR/USD 100 ロット分を米ドル換算

$$10,000,000 \text{ (EUR)} \times 1.43000 \text{ (EUR/USD)} = 14,300,000 \text{ (USD)}$$

② 取引口座内の総建玉金額 (米ドル換算) に応じてレバレッジを適用

総建玉金額	5,000,000 USD	適用レバレッジ : 100 倍
14,300,000 USD の内	9,300,000 USD	適用レバレッジ : 33 倍

例 6) EUR/USD 40 ロットを保有するのに必要な証拠金 (EUR/USD のレートが 1.43000 の時) :

① EUR/USD 40 ロット分を米ドル換算

$$4,000,000 \text{ (EUR)} \times 1.43000 \text{ (EUR/USD)} = 5,720,000 \text{ (USD)}$$

② 取引口座内の総建玉金額 (米ドル換算) に応じてレバレッジを適用

総建玉金額	5,000,000 USD	適用レバレッジ : 100 倍
5,720,000 USD の内	720,000 USD	適用レバレッジ : 33 倍

4. ロスカット (強制決済)

本取引ではお客様の損失拡大を防止するため、ロスカット取引を行います。ロスカット取引は、証拠金維持率が 100% 以下になった時点 (有効証拠金が必要証拠金を下回った時点) で、直ちに、お客様が保有するポジションのうち評価損の大きいポジションから順次、強制的に決済いたします。口座状況によっては保有ポジションの全部が強制決済される場合もあります。

しかしながら、ロスカットルールに基づいて執行された場合であっても、外国為替市場における相場の状況や取引時間外における相場変動等によっては、必要証拠金以上の損失が発生する可能性があり、必ずしもロスカットルールで想定した損失額を保証するものではありません。尚、この際に発生した不足金額についてはご入金頂く必要があります。

5. 証拠金の返還

お客様が証拠金の返還を希望される場合は、当社指定の方法により出金依頼をして頂きます。当社ウェブサイト上の出金手続きをご参照下さい。

尚、外貨建て取引口座 (米ドル・ユーロ・英ポンド・スイスフラン) を保有するお客様につきましては、まず本口座 (第一口座) へ、当社指定の口座間資金移動方法により、外貨の証拠金額を円貨へ振り替えて頂き、本口座 (第一口座) より、お客様が登録された銀行口座に送金致します。

6. 証拠金の管理方法

当社は、お客様からお預かりした証拠金について、全てソシエテ ジェネラル信託銀行株式会社に信託財産として預託し、当社の自己の資金とは区分して管理します。信託区分管理^{※4}の対象は、当社が破綻等した場合でも法的に保全されます。

外貨建て取引口座の証拠金は、毎営業日、円貨相当額に換算され信託保全されます。

※4：信託区分管理は当初にお預け頂いた証拠金の元本を保証するものではありません。

【4】 決済に伴う金銭の授受について

未決済ポジションは、反対売買（転売もしくは買戻し）を行うことにより決済することができます。

1. 受渡決済について

本取引は差金決済をベースとした取引です。実際の通貨を受け渡しする方法での決済はできません。

2. 差金決済について

差金決済に伴うお客様と当社との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金額について行われます。

約定価格差^{※5} × 建玉金額

※5：約定価格差とは、転売または買戻しに係る約定価格と転売または買戻しの対象となった新規の買付取引または新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。

【5】 取引の種類について

1. スタンダード口座

(1) 成行注文

その時点での為替レートで売買をする注文方法です。成行注文と同時にストップ注文（決済逆指値）及びリミット注文（決済指値）を設定することができます。

スタンダード口座では、提示価格との価格誤差を指定し注文することが可能です。

（注意点）

・為替市場は秒単位で動きが生じる為、画面上のレートが発注処理の段階で変動してしまう可能性があります。希望する範囲内の価格での取引が出来ない場合があります。

・スタンダード口座では、通貨ペア毎に成行注文が可能な最大ロット数が設定されています。各通貨ペアの成行注文可能ロット数については、当社ウェブサイトでご確認下さい。尚、成行注文可能ロット数を超過して注文される場合は、リクエスト注文にて注文頂くこととなります。

・MT4上の1ポイントは、対円レートでは小数第3位、対外貨レートでは小数第5位に相当します。ポイント指定される場合は十分にご注意下さい。

(2) リクエスト注文

通貨ペア毎に設定されている注文可能ロット数を超えて注文する場合に使用します。取引可能なレートの提示をリクエストして頂き、提示されたレートでの取引を希望される場合は、指定された時間内に注文を送信します。

(注意点)

- ・ 指定された時間内に、提示されたレートで注文を送信されなかった場合は、提示レートが無効となります。

(3) 指値注文

お客様が指定した値に市場価格が到達した場合に注文を出す形態の注文方法です。

買い指値 (Buy Limit) ・ ・ 現在のレートより低い値で買い注文を設定

売り指値 (Sell Limit) ・ ・ 現在のレートより高い値で売り注文を設定

(注意点)

- ・ 原則的に指値注文はお客様が指定したレートで実行されますが、市場の休日を越える場合、指定レートと約定レートにずれ（スリッページ）が発生する場合があります。
- ・ スタンダード口座の指値注文では、現在レートから当社が設定した制限値以内のレートを指定することができません。各通貨ペアの設定幅の制限値については、当社ウェブサイトでご確認下さい。
- ・ MT4 上の 1 ポイントは、対円レートでは小数第 3 位、対外貨レートでは小数第 5 位に相当します。

(4) 逆指値注文

お客様が指定した値に市場価格が到達した場合に注文を出す形態の注文方法です。

買い逆指値 (Buy Stop) ・ ・ 現在のレートより高い値で買い注文を設定

売り逆指値 (Sell Stop) ・ ・ 現在のレートより低い値で売り注文を設定

(注意点)

- ・ 市場の変動が激しい場合や市場の休日を越える場合には、スリッページが生じ、ご指定のレートでの約定が困難となりご希望に反した価格での約定となる場合があります。
- ・ スタンダード口座の逆指値注文では、現在レートから当社が設定した制限値以内のレートを指定することができません。各通貨ペアの設定幅の制限値については、当社ウェブサイトでご確認下さい。
- ・ MT4 上の 1 ポイントは、対円レートでは小数第 3 位、対外貨レートでは小数第 5 位に相当します。

(5) リミット注文（決済指値注文）

主に利益を確定させる指値注文の一種として使用され、MT4 では決済指値注文と表示されます。新規成行注文や新規指値・逆指値注文時にリミット注文を設定することができます。また保有ポジションにリミット注文を設定することができます。

(注意点)

- ・原則的にリミット注文はお客様が指定したレートで実行されますが、市場の休日を越える場合、指定レートと約定レートにずれ（スリッページ）が発生する場合があります。
- ・スタンダード口座のリミット注文では、現在レートから当社が設定した制限値以内のレートを指定することができません。各通貨ペアの設定幅の制限値については、当社ウェブサイトでご確認下さい。

(6) ストップ注文（決済逆指値注文）

主に損失を確定させる指値注文の一種として使用され、MT4 では決済逆指値注文と表示されます。新規成行注文や新規指値・逆指値注文時にストップ注文を設定することができます。また保有ポジションにストップ注文を設定することができます。

（注意点）

- ・ストップ注文は為替レート等が急激に変動した場合や市場の休日を越えて成立する場合、スリッページが発生し、お客様が指定された提示レートより不利なレートで成立することがあり、意図していない損失を被ることがあります。
- ・スタンダード口座のストップ注文では、現在レートから当社が設定した制限値以内のレートを指定することができません。各通貨ペアの設定幅の制限値については、当社ウェブサイトでご確認下さい。

(7)OCO（One Cancel Other）注文

OCO(One Cancel Other)注文は2つの異なる指値（逆指値）注文を1つに組み合わせた注文方法です。片方の指値（逆指値）注文が成立した場合、他方はキャンセルされます。

(8)両建

同じ通貨ペアで、売りと買い両方のポジションを同時に持つことができます。同ロット数のポジションに対しては追加証拠金が掛かりませんが、買いポジションと売りポジションのうち大きいロット数に相当する証拠金が必要となります。

（注意点）

- ・両建の場合、ポジションをロールオーバー処理するたびに売りと買いそれぞれのポジションに対して発生するスワップポイントを受け払いして頂く必要があります。
- ・売り及び買い注文のそれぞれでスプレッドコストが発生します。
- ・変動性スプレッドであるため、通貨ペア等のスプレッド変動に伴い損益が常に変化するため、両建取引に損益を固定する機能はありません。
- ・両建取引は、経済合理性に欠く取引でありますので、当社では推奨しておりません。

2. プロ口座

プロ口座は、ディーリングデスクを介さずに、直接カバール先金融機関にお客様の注文を接続するノンディーリングデスク方式となります。

(1) 成行注文（カウントダウン注文）

その時点での為替レートで売買をする注文方法です。プロ口座では価格の再提示が行われません。

（注意点）

- ・ 為替市場は秒単位で動きが生じる為、画面上のレートが発注処理の段階で変動してしまう可能性があります。希望する価格での取引が出来ない場合があります。
- ・ 成行注文と同時にリミット注文やストップ注文を設定することはできません。
- ・ お客様が注文を送信されてから市場レートが更新された場合や、お客様が指定されたロット数でカバー取引が実行できなかった場合は、お客様が送信された注文値と実際の約定値が異なる場合があります。

(2) 指値注文

市場価格が、お客様が指定した値に到達した場合に注文を出す形態の注文方法です。プロ口座での指値注文には、注文の制限幅がなくスプレッドの範囲内でも注文いただけます。また指値注文と同時にストップ注文及びリミット注文を設定することが可能です。

買い指値 (Buy Limit) ・ ・ 現在のレートより低い値で買い注文を設定

売り指値の場合 (Sell Limit) ・ ・ 現在のレートより高い値で売り注文を設定

（注意点）

- ・ 市場の状況や流動性が低い場合には、お客様の注文が部分的に実行される場合があります。未実行なロット数分の注文は、カバー取引可能なレートで実行されるまで有効なままとなります。

(3) 逆指値注文

市場価格が、お客様が指定した値に到達した場合に注文を出す形態の注文方法です。プロ口座での逆指値注文には、注文の制限幅がなくスプレッドの範囲内でも注文いただけます。また逆指値注文と同時にストップ注文及びリミット注文を設定することが可能です。

買い逆指値 (Buy Stop) の場合 ・ ・ 現在のレートより高い値で買い注文を設定

売り逆指値の場合 (Sell Stop) ・ ・ 現在のレートより低い値で売り注文を設定

（注意点）

- ・ 市場の流動性や状況によりお客様が指定したレートでカバー取引ができない場合、スリッページが発生する可能性があります。お客様のご希望に反した価格での約定となる場合があります。

(4) リミット注文（決済指値注文）

主に利益を確定させる指値注文の一種として使用され、MT4 では決済指値注文と表示されます。新規指値・逆指値注文時にリミット注文を設定することができます。また保有ポジションにリミット注文を設定することができます。

(注意点)

・原則的にリミット注文はお客様が指定したレートで実行されますが、市場の休日を越える場合、指定レートと約定レートにずれ（スリッページ）が発生する場合があります。

(5) ストップ注文（決済逆指値注文）

主に損失を確定させる指値注文の一種として使用され、MT4 では決済逆指値注文と表示されます。新規指値・逆指値注文時にストップ注文を設定することができます。また保有ポジションにストップ注文を設定することができます。

(注意点)

・ストップ注文は為替レート等が急激に変動した場合や市場の休日を越えて成立する場合、スリッページが発生し、お客様が指定された提示レートより不利なレートで成立することがあり、意図していない損失を被ることがあります。

(6) OCO (One Cancel Other) 注文

OCO (One Cancel Other) 注文は2つの異なる指値（逆指値）注文を1つに組み合わせた注文方法です。片方の指値（逆指値）注文が成立した場合、他方はキャンセルされます。

(7) 両建

同じ通貨ペアで、売りと買い両方のポジションを同時に持つことができます。同ロット数のポジションに対しては追加証拠金が掛かりませんが、買いポジションと売りポジションのうち大きいロット数に相当する証拠金が必要となります。

(注意点)

- ・両建の場合、ポジションをロールオーバー処理するたびに売りと買いそれぞれのポジションに対して発生するスワップポイントを受け払いして頂く必要があります。
- ・売り及び買い注文のそれぞれでスプレッドコストが発生します。
- ・変動性スプレッドであるため、通貨ペア等のスプレッド変動に伴い損益が常に変化するため、両建取引に損益を固定する機能はありません。
- ・両建取引は、経済合理性に欠く取引でありますので、当社では推奨しておりません。

【6】 益金に係る税金について

法人が行った本取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

【7】 取引手続きについて

お客様が当社と本取引を行う際の手続きの概要は、以下の通りです。

1. 取引の開始

(1) 取引リスク及び仕組み、取決め等の理解

当社より交付される本取引説明書及び「取引約款 店頭外国為替証拠金取引」その他当社が交付する資料を熟読して取引リスク及び仕組み、取決め等を十分にご理解頂き、ご自身の投資経験、知識、資力、取引目的に照らして慎重にご検討下さい。

(2) 取引口座の開設

①取引口座を開設するに当たっては、まず、当社のウェブサイトよりお申込み下さい。

②お申込みが完了しましたら、当社に本人確認書類を提出して下さい。提出の方法は「【9】本人確認について」をご参照下さい。

③口座開設のお申込みを頂きましたお客様につきましては、当社で口座開設の審査を行います。口座開設を受諾させて頂いたお客様には、本人確認のための通知をご登録された住所へ郵送し、本人確認後本取引に用いる【取引口座番号】と【パスワード】をご登録頂いたメールアドレス宛にお知らせ致します。郵送の方法は「【9】本人確認について」をご参照下さい。尚、口座開設をお受けできない場合の理由につきましては開示致しません。

※尚、お申込みから6ヶ月間経過しても本人確認書類を提出頂けない場合、及び本人確認書類の不備等の不備に6ヶ月以上対応頂けない場合等は、お申込みはキャンセルさせて頂きます。

2. 証拠金の差入れ

本取引を開始するに当たっては、あらかじめ当社所定の証拠金を差し入れて頂きます。証拠金の差入れ方法は、クイック入金および銀行振込をご利用いただけます。クイック入金は提携金融機関のインターネットバンキングをご利用になることで、いつでも入金可能なオンライン入金サービスです。ただし、クイック入金の場合であっても、各金融機関のメンテナンス時間やクイック入金の誤操作等により、適切に取引口座に反映されない場合があります。画面上の注意事項をよく読み、手続き下さいますようお願いいたします。当社は、証拠金を受け入れたときは、お客様に受領書を交付します。交付方法については「【8】各種書面の電子交付について」をご参照下さい。

当社でご入金を確認（通常は1~2営業日以内）した後、お客様は【取引口座番号】と【パスワード】を用いることで取引画面にログインし、お取引を開始することが可能となります。

3. 注文の指示

本取引の注文を行うときは、当社の取扱い時間内に、取引システムに対して次の事項を正確にご入力下さい。

- ①注文する通貨ペア
- ②売付取引または買付取引の別
- ③注文数量
- ④注文の種類（執行条件）
- ⑤注文の有効期間
- ⑥その他お客様の指示によることとされている事項

※詳しくは、取引システム操作マニュアルをご参照下さい。

4. 転売または買戻しによる建玉の決済

建玉の反対売買に相当する取引が約定した場合は、転売または買戻しとなり、決済処理が行われます。尚、決済された建玉にかかわる損益は、取引口座に加算または取引口座から減算されます。

5. 注文の成立

注文が成立したときは、当社は取引の内容を明らかにした取引報告書をお客様に交付します。交付方法については「【8】各種書面の電子交付について」をご参照下さい。

6. 取引口座の解約

お客様は、当社が指定する方法により取引口座の解約を申し出ることができます。詳しくは当社ウェブサイトをご参照下さい。ただし、建玉が残っている場合や、お客様の当社に対する債務がある場合は、事前にそれらの決済ないし弁済が必要になります。解約した場合の証拠金の返還については、解約した時点から、国内金融機関の営業日を基準として通常3営業日以内で、お客様があらかじめ当社に届け出ている本人名義の銀行等の口座に送金手続きを行うものとします。

7. その他

当社からの通知や報告の内容（通常は当社ウェブサイトへの掲載、電子メール、書面によりますがそれらに限りません。）は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違または疑義があるときは、速やかに当社クライアントサービス部（0120-077-771）に直接ご照会下さい。

【8】各種書面の電子交付について

1. 電磁的方法による書面の交付

金融商品取引法において、当社からお客様に交付しなければならない書面が規定されております。当社では、同法の規定に基づいて、当該書面による記載すべき事項を取引システム、登録メールアドレスへの送付や当社ウェブサイトに掲載する等の方法により提供させていただきます。これを「電子交付」と言います。お客様には、当社が電子交付を行うことに承諾頂きます。

2. 書面の種類

当社は、金融商品取引法により電子交付が認められている書面を含む、次の各号に掲げる書面の記載事項を電子交付します。

- (1) 本取引説明書及び「取引約款 店頭外国為替証拠金取引」（金融商品取引法第37条の3関連書類）、もしくはそれらの変更に関する書面
- (2) 取引報告書（金融商品取引法第37条の4関連書類）
- (3) 取引残高報告書（金融商品取引法第37条の4関連書類）
- (4) 証拠金の受領に係る書面（金融商品取引法第37条の5関連書類）

- (5) 注意喚起に係る書面（注意喚起文書）
- (6) その他当社が定め、当社のウェブサイト上に掲載するもの。

3. 電子交付の方法

当社が行う電子交付等とは次の各号に掲げる方法とします。

- (1) 前項の（1）、（5）、（6）については当社のウェブサイトからリンク等により接続される閲覧ファイルに記載事項を記録し、お客様の閲覧に供します。
- (2) 前項の（2）、（3）、（4）については取引画面上にて記録されている記載事項をお客様の閲覧に供する方法もしくは電子メールによる送付、またはその両方によって行います。
- (3) その他当社が定めるものについては、上記（1）あるいは（2）のいずれかに定める方法によります。

4. 確認事項

お客様は、次の事項について確認を行って頂くこととします。

- (1) お客様が当社から電子交付を受けるために、Adobe Reader 等の PDF ファイル閲覧用ソフト及びブラウザソフトを備えていること。
- (2) お客様がプリンタ等によって閲覧ファイル等の記載事項を印刷することが可能であること。

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違または疑義があるときは、速やかに当社の取扱責任者に直接ご照会下さい。

【9】 本人確認について

当社は「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（犯罪収益移転防止法）及び同施行令、施行規則に基づき、口座開設のお申込み時に以下の方法でご本人の確認をさせていただきます。

1. お客様の本人確認

当社に口座開設をお申込み頂く際は、以下の法人確認書類を郵送にて提出頂くとともに、法人代表者及び取引担当者の本人確認書類を下記 2 に準じて提出頂くことで本人確認を行わせて頂きます。さらに、当社が口座開設の通知を行う際は、法人及び法人代表者・取引担当者の本人確認書類に記載された住所に転送不要郵便（簡易書留）を送付する方法により本人確認を行わせて頂きます。

① 履歴事項全部証明書

上記書類は、原本のみとなりますので、Email 送信、FAX 等での送信は受け付けておりません。尚、発行後 6 カ月以内であり提出時点において有効なものに限ります。

2. 法人代表者及び取引担当者の本人確認

当社に口座開設のお申込みを頂く際は、法人代表者及び取引担当者（取引担当者については、取引担当者を別途設ける場合）についても本人確認を行わせて頂きます。以下の本人確認書類のう

ちいずれか一つを提出して頂きます。

(1) コピー（複写）を提出頂く書類

- ①運転免許証
- ②パスポート
- ③各種健康保険証
- ④住民基本台帳カード
- ⑤外国人登録証明書

上記の書類については、郵送、FAX、もしくは当該画像（デジタルカメラ、スキャナ等を使用して電子化された画像データ）を Email 送信する方法のいずれかで受付けます。但し、当該書類は有効期限内または現在有効なものに限ります。尚、いずれも氏名・住所・生年月日の記載されている面が必要となります。コピーや画像等が不鮮明な場合は受付けないことがありますので、文字が明確に読み取れるように鮮明なものをお送り下さい。

(2) 原本を提出頂く書類

- ①住民票の写し
- ②外国人登録原票の写し

上記の書類については、原本を郵送する方法に限定させて頂きます。Email 送信、FAX での受付は行っておりません。尚、いずれも発行後 6 カ月以内のものに限ります。

※本籍はお客様の機微情報にあたりますので、黒く塗りつぶすなど抹消した上でご提出下さい。（現住所が本籍地と「同上」となっている場合を除きます）

【10】 禁止行為について

金融商品取引法により、顧客を相手方とした金融商品取引に関して、以下の行為を行うことは禁止されています。

- ①金融商品取引契約（顧客を相手方として金融商品取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結またはその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為。
- ②顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤解させるおそれのあることを告げて金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為。
- ③金融商品取引契約の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問または電話をかけて、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前 1 年間に、2 以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引

に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。)

- ④金融商品取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為。
- ⑤金融商品取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該金融商品取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為または勧誘を受けた顧客が当該金融商品取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為。
- ⑥金融商品取引契約の締結または解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話または訪問により勧誘する行為。
- ⑦金融商品取引について、顧客に損失が生ずることになり、またはあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己または第三者がその全部若しくは一部を補てんし、または補足するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客またはその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、または第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為。
- ⑧金融商品取引について、自己または第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、または顧客の利益に追加するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客またはその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、または第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為。
- ⑨金融商品取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、または顧客の利益に追加するため、当該顧客または第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者に提供させる行為。
- ⑩契約締結前交付書面または契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、顧客に対して、金融商品取引法第37条の3第1項第1号から第7号までに掲げる事項について顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく金融商品取引契約を締結する行為。
- ⑪金融商品取引契約の締結またはその勧誘に関して、虚偽の表示をし、または重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為。
- ⑫金融商品取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、または顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、またはこれを提供させる行為を含みます。）。
- ⑬金融商品取引契約の締結または解約に関し、偽計を用い、または暴行若しくは脅迫をする行為
- ⑭金融商品取引契約に基づく金融商品取引行為をすることその他の当該金融商品取引契約に基づく債務の全部または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させる行為。
- ⑮金融商品取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産または証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為。
- ⑯金融商品取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該金融商品取引契約の締結を勧誘する行為。
- ⑰あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により金融商品取引をする行為。
- ⑱金融商品取引業者の役員または使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の金融商品取

引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、または専ら投機的利益の追求を目的として金融商品取引をする行為。

- ⑱金融商品取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組み合わせ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）。
- ⑳金融商品取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う金融商品取引の売付または買付その他のこれに準ずる取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為。

【11】金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について

1. 金融商品取引業者の概要

金融商品取引業者の概要は次のとおりです。

商号 : アルパリジャパン株式会社(英語表記 : Alpari Japan K.K.)
本店所在地 : 東京都港区虎ノ門4-1-17 神谷町プライムプレイス9階
電話番号 : 0120-077-771 (フリーダイヤル)
沿革 : 「アルパリジャパン株式会社の概要について」に記載
設立年月日 : 平成21年5月1日
資本金 : 3億7,000万円(平成23年10月1日現在)
加入する協会 : 一般社団法人金融先物取引業協会(会員番号1587)

2. 苦情受付窓口

金融商品取引業者は、顧客からの苦情を次の窓口で受け付けております。

受付時間 : 日本時間(月~金)午前9:00~午後5:00(年末年始及び祝日を除く)
電話番号 : 0120-077-771 (フリーダイヤル)
URL : <http://www.alpari.jp/>
窓口 : クライアントサービス部
受付方法 : 電話及び電子メール、FAX、オンラインチャット

3. 苦情処理・紛争解決

苦情処理・紛争解決について、金融商品取引業者及び顧客が利用可能な指定紛争解決機関は、次の通りです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)
電話番号 : 0120-64-5005 (フリーダイヤル)
URL : <https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html>
東京事務所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 第三証券会館
大阪事務所 : 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル

アルパリジャパン株式会社の概要について

会社概要

社名	アルパリジャパン株式会社 Alpari Japan K. K.
設立	平成 21 年 5 月 1 日
代表者	代表取締役 田代 信次
資本金	資本金 3 億 7,000 万円
主要株主	Alpari (UK) Limited
登録番号	関東財務局長(金商)第 2408 号
加入協会	一般社団法人 金融先物取引業協会(会員番号 1587)
本社	〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-1-17 神谷町プライムプレイス 9 階 TEL:0120-077-771 FAX:03-3437-0085
業務内容	第一種金融商品取引業(店頭外国為替証拠金取引)
カバー先	Alpari (UK) Limited
主要取引銀行	三菱東京 UFJ 銀行
信託保全先	ソシエテ ジェネラル信託銀行株式会社
お問い合わせ先	電話: 0120-077-771 (フリーダイヤル) E-mail: infojp@alpari.jp

沿革

年 月	沿 革
平成 21 年 5 月	東京都渋谷区に本社設立(商号:CMS ジャパン株式会社)
平成 22 年 1 月	資本金 5,000 万円に増資
平成 22 年 5 月	資本金 1 億 4,500 万円に増資
平成 22 年 6 月	金融商品取引業登録 関東財務局長(金商)第 2408 号
平成 22 年 6 月	社団法人金融先物取引業協会加入 会員番号 1587
平成 22 年 6 月	キャピタル・マーケット・サービズ日本支店からFX事業を譲受
平成 22 年 6 月	「店頭外国為替証拠金取引」業務を開始
平成 22 年 7 月	資本金 3 億 7,000 万円に増資
平成 23 年 4 月	アルパリ(UK)へ当社全株式を譲渡し連結子会社となる
平成 23 年 4 月	商号を「アルパリジャパン株式会社」に変更
平成 23 年 9 月	本社を「東京都渋谷区」から「東京都港区」に移転

【12】取引に関連する用語集（五十音順）

■相対(あいたい)取引 <Over The Counter>

取引所を通さない売り手と買い手の取引。外国為替証拠金取引は相対取引が一般的。相対とは対面しているという意味で、誰と誰が取引しているか見える取引。店頭取引。

■アスク(⇔ビッド) <Ask>

価格を提示する側（業者）の売り値のことであり、価格を提示された側（お客様）はその価格で買うこと（買い値）になります。

■インターバンク市場 <Interbank Markets>

銀行などの金融機関が外国為替取引によって相互の資金の運用と調達を行う取引の場のこと、取引参加者は金融機関に限定されている。最低取引額が100万ドル単位で、場合によっては数億ドルの取引が一度に行われる。特定の場所があるわけではなく、ロイター通信端末、EBS(外国為替の電子取引システム)、外為ブローカーなどを通して取引されている。対顧客市場が小売市場と言われるのに対し、インターバンク市場は卸売市場と言われている。

■売りポジション <Short Position>

価格が下降した場合に利益の出るポジション。

■OCO注文 <One Cancel Other>

OCO注文は2つの異なる指値（逆指値）注文を1つに組み合わせた注文方法であり、片方の指値（逆指値）注文が成立した場合、他方はキャンセルされます。

■買いポジション <Long Position>

価格が上昇した場合に利益の出るポジション。

■クロスレート(クロス取引) <Cross Rate>

基準通貨以外の価格取引レート。一般に対ドル以外の通貨取引レートのこと EUR/JPY など。

■決済(仕切り/クローズ) <Closes>

ポジションを清算すること。反対売買。

■指値注文(逆指値注文) <Entry Limit(Entry Stop)>

お客様が指定した値に市場価格が達した時に注文を出す形態の注文方法です。

■証拠金維持率 <Margin Level>

必要証拠金に対する有効証拠金の割合。

■GTC <Good Till Cancel>

無期限の指値で、注文取消まで有効。

■**証拠金取引 <Margin Trade>**

一定の担保(証拠金)を預けることによって売買ができる取引。

■**信託保全 <Money Trust>**

お客様の証拠金取引の評価損益や累積のスワップポイントを保全する仕組み。万が一の倒産時でも、顧客の資金が全額保全される。

■**スプレッド <Spread>**

スポットレートにおける売値と買値の差。

■**スワップポイント <Swap point>**

翌日まで持ち越した際に受け払いされる金利のこと。通貨ペアと買いポジション/売りポジションにより定められている。

■**建玉(保有ポジション) <Open Position>**

反対売買されていない未決済の取引のこと。

■**デモ口座 <Demo Account>**

仮定の資金により取引を行う取引口座のこと。

■**成行注文 <Market order>**

一定のレートを指定せず、市場で取引されているレートで売買をすること。

■**ビッド(⇔アスク) <Bid>**

価格を提示する側(業者)の買い値のことであり、価格を提示された側(お客様)はその価格で売ること(売り値)になります。

■**必要証拠金 <Margin>**

ポジションを保有するために必要な証拠金のこと。

■**評価損益 <Appraisal profit or loss>**

保有ポジションに対し任意の時点での、計算上の差損益のこと。

■**余剰証拠金 <Free Margin>**

保有ポジションを維持するため、または、ポジションを新たに保有するために使用可能な証拠金のこと。

■**ライブ口座 <Live Account>**

お客様の資金により取引を行う取引口座のこと。

■両建 <Hedge>

同通貨ペアで、売りと買いの両方のポジションを同時に保有すること。

■レバレッジ <Leverage>

レバレッジとは「てこの原理」の意味で、レバレッジを効かせた取引とは少額の資金で大きな金額の取引を行うこと。

■ロールオーバー <Rollover>

ポジションの繰越し・先延ばしのこと。本来、外国為替市場での決済は取引の2営業日後だが、外国為替証拠金取引では顧客が決済するまで自動的にロールオーバーが行われる。

■ロスカット <Stop out>

強制決済。お客様の損失拡大を防止するため、証拠金維持率が100%以下になった時点（有効証拠金が必要証拠金を下回った時点）で、直ちに、お客様が保有するポジションのうち評価損の大きいポジションから順次、強制的に決済する取引。

■ロット <Lot>

通貨を売買する際における最小取引単位の呼称。

本取引説明書は、法令の変更・監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改訂されることがあります。その改訂内容はウェブサイト上に公開するなど当社の方法によりお知らせ致します。尚、改訂内容が、お客様の従来の権利を制限するもの、もしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、当社がその都度定める期日までに異議の申出を願います。期日までに申出がない場合、お客様はその変更にご同意頂いたものとして取り扱わせて頂きます。

平成23年10月3日制定
平成24年2月16日改訂
平成24年2月27日改訂
平成24年3月1日改訂
平成24年4月1日改訂
平成24年4月24日改訂
平成24年5月1日改訂